

# 事務事業チェックシート

事務事業No

事業名

[事業基本情報]

10563

収納率向上対策事業（住宅）

[長期総合計画]

分野別目標	5	その他
政策	1	健全な財政運営の推進
施策	1	健全な財政運営の推進
取組方針	1	健全な財政運営の推進

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・ 予算区分	会計		一般会計	
	款		土木費	
	項		住宅費	
	目		住宅管理費	
	大事業		住宅管理事業	
中事業		収納率向上対策事業（住宅）		

事業種別	継続		関連個別計画				
事業年度	無し	～	無し	担当課・担当課長・Tel	住宅政策課	大河内 孝則	435-1099
事業実施の根拠法令	公営住宅法・市営住宅条例規則・改良住宅条例規則			関連課	住宅第1課・住宅第2課・債権回収対策課		

## 1 事業内容

事業目的	（「誰・何」をどういう状態にするための事業か）		全体事業概要			
	入居者間における家賃負担の公平性の確保を図る。		市営住宅における住宅使用料の滞納者に対して、収納率の向上を図るため滞納対策を行う。			
事業内容	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和02年度	令和03年度	
	公営住宅システムを活用し、家賃等の納付状況を随時把握し、未納状態の世帯について電話催告や臨戸訪問を行い、新たな滞納増加を防止する。過年度滞納について、必要に応じて職員及び徴収員による個別徴収を行い、長期滞納者や悪質な滞納者について法的措置を活用し対応する。	電話による催促、督促状及び出頭依頼書の郵送、保証人への協力依頼、戸別訪問による納付指導、悪質滞納者に対する法的措置、徴収員による戸別徴収等を行う。	電話による催促、督促状・催告書の送付、戸別訪問による納付指導、納付誓約不履行に対する法的措置、戸別徴収等を行う。	電話による催促、督促状・催告書の送付、戸別訪問による納付指導、納付誓約不履行に対する法的措置、戸別徴収等を行う。	電話による催促、督促状・催告書の送付、戸別訪問による納付指導、納付誓約不履行に対する法的措置、戸別徴収等を行う。	

## 2 事業コスト

事業費等（千円）	平成29年度		平成30年度		平成31年度		令和02年度		令和03年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費	9,286	8,294	9,256	8,416	9,932	4,399	8,833	0	8,833	0
伸び率（%）	12.5%	21.2%	△0.3%	1.5%	7.3%	△47.7%	△11.1%	△100%	0%	0%
人件費	正規職員	29,193	33,101	33,167	32,128	33,505	33,264	29,317	0	0
	正規職員以外	4,336	4,336	2,280	2,280	0	0	0	0	0
	小計	33,529	37,437	35,447	34,408	33,505	33,264	29,317	0	0
国庫支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	33,625	28,547	30,576	28,589	31,949	23,902	31,925	0	31,925	0
一般財源（税等）	△24,339	△20,253	△21,320	△20,173	△22,017	△19,503	△23,092	0	△23,092	0
所要人数（人）	正規職員	3.66	4.15	4.15	4.02	4.16	4.13	3.64	0.00	0.00
	正規職員以外	1.91	1.91	0.96	0.96	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
主な予算内訳	報償金3,008千円、手数料3,807千円等									

## 3 目標及び実績

活動指標	指標名	単位		平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和02年度	令和03年度
				目標値	実績値	達成度(%)	目標値	実績値
活動指標	法的措置件数	件数	目標値	7	8	8	8	8
			実績値	17	7	8		
			達成度(%)	242.9%	87.5%	100%	0%	%
成果指標	住宅使用料収納率（現年）	%	目標値	97	95	95	95	95
			実績値	97	96.1	95.1		
			達成度(%)	100%	101.1%	100.1%	0%	%
成果指標	住宅使用料収納率（滞納）	%	目標値	9	8	8	8	8
			実績値	8.4	8.6	7.1		
			達成度(%)	93.3%	107.5%	88.7%	0%	%

#### 4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している	○	横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か		現行の手段でよい	○	一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか		できる	○	あまりできない	できない
[有効性]成果目標ほどの程度達成しているか	○	達成している (90%以上)		おおむね達成 (70~90%未満)	達成していない (70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない	見直しが必要

#### 5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	家賃負担の公平性を図るため、臨戸訪問による納付指導などを行うとともに、長期・高額滞納者に対し法的措置も含めた対応をすることで、収納率の向上を行った。
見直し・改善内容	市営住宅を管理している担当課と入居者の状況について連携を図り収納率の向上を目指す。